

令和 8 年第 3 回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

令和 8 年 8 月

目 次

議案第 1 3 9 号	第 3 次東広島市都市計画マスタープランの改定 について……………	1 (都市交通部都市計画課)
議案第 1 4 0 号	財産の取得について……………	3 (消防局消防総務課)
議案第 1 4 1 号	請負契約の締結について……………	4 (都市交通部都市整備課)
議案第 1 4 2 号	請負契約の締結について……………	6 (都市交通部区画整理課)
議案第 1 4 3 号	請負契約の締結について……………	8 (教育委員会学校教育部教育総務課)
議案第 1 4 4 号	請負契約の変更について……………	1 1 (建設部災害河港課)
議案第 1 4 5 号	事業契約の変更について……………	1 2 (教育委員会学校教育部教育総務課)
議案第 1 4 6 号	字の区域の変更について……………	1 4 (産業部農林整備課)

議案第 1 4 7 号	東広島市福富みらいベースの設置及び管理に関する条例の制定について……………	1 5
	(地域振興部地域政策課)	
議案第 1 4 8 号	東広島市自転車駐車場設置及び管理条例の一部改正について……………	2 1
	(都市交通部交通政策課)	
議案第 1 4 9 号	東広島市河内パークゴルフ場設置及び管理条例の一部改正について……………	2 2
	(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)	

第 3 次東広島市都市計画マスタープランの改定について

(都市交通部都市計画課)

1 提案の理由

第五次東広島市総合計画後期基本計画を踏まえ、次世代学園都市の実現に向けた取組等を反映するため、第 3 次東広島市都市計画マスタープランを改定しようとするものである。

2 改定の概要

(1) 目標人口

令和 12 年の目標人口の設定を次のとおり見直す。

見直し前	見直し後
20 万 2,000 人	20 万 5,000 人

(2) 都市づくりの基本方針

広島大学周辺地区及び吉川地区における半導体産業等の集積や民間投資がもたらす先端的な学術及び研究により様々な課題解決のためのフィールドの整備を推進することで、イノベーションを創造し、世界から起業家及び研究者が集まる持続可能で成長する次世代学園都市の実現に向けた方針を追加する。

(3) 将来都市構造

先端産業の機能を集積する特定機能拠点として、吉川地区を追加する。

(4) 土地利用の方針

ア 戦略的な土地利用の方針

本市と広島大学の連携によるアカデミック・エンタープライズの実践の場となる広島大学周辺地区や半導体関連企業が集積による先端産業集積地区を核とした地域を次世代学園都市ゾーンとして位置付け、特定機能拠点を中心とした土地利用を推進する方針を追加する。

イ 宅地の配置及び整備の方針

(ア) 住居系市街地・住環境の方針

次世代学園都市ゾーンのまちづくりを進めるため、土地の高度利用や低未利用地の有効活用、新規宅地整備などを推進することで、人口の受け皿を確保する方針を追加する。

(イ) 工業・流通系市街地の方針

次世代学園都市ゾーンへの産業集積に向けて、広島大学周辺地区において、インキュベーション施設の整備や研究開発拠点の誘致を進めるほか、先端産業が集積する吉川地区へ新たに市営産業団地を整備し、半導体関連産業をはじめとした先端産業の集積を目指し戦略的な企業誘致を推進する方針を追加する。

(根拠条例)

東広島市議会基本条例

第14条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、議会と市長等が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、次に掲げるものとする。

(2) 市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画、施策事業等の策定および変更に関わるもので別に定めるもの

議案第 140 号

財産の取得について

(消防局消防総務課)

1 提案の理由

東広島市消防団志和方面隊東志和分団及び河内方面隊河内北分団に配備する小型動力ポンプ付積載車を買入れようとするものである。

2 取得する財産

(1) 種別 動産

(2) 品名 小型動力ポンプ付積載車

(3) 数量 2 台

3 取得価格

2,394 万 7,000 円

4 相手方

東広島市西条町下見 3661 番地 1

赤防株式会社

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 1 4 1 号

請負契約の締結について

(都市交通部都市整備課)

1 提案の理由

令和 8 年度公園整備事業東広島運動公園第二多目的グラウンド夜間照明設備設置工事（電気）の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市西条町田口

(2) 建設工事の種類

電気工事

(3) 工事の内容

東広島運動公園第二多目的グラウンドの夜間照明設備設置に係る電気設備工事（電灯設備工事、動力設備工事、構内配電線路工事等）

(4) 契約金額

1 億 6, 3 7 9 万円

(5) 相手方

東広島市西条土与丸六丁目 1 番 6 8 - 1 3 0 1 号

株式会社豊電設

(6) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和 9 年 5 月 3 1 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定によ

り議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格１億５，０００万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 4 2 号

請負契約の締結について

(都市交通部区画整理課)

1 提案の理由

令和 8 年度八本松駅前土地区画整理事業八本松駅前造成工事（８－１）の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市八本松町飯田及び原

(2) 建設工事の種類

土木一式工事

(3) 工事の内容

ア 整地工

(ア) 盛土工

2 万 5, 7 0 0 立方メートル

(イ) 地下排水溝

幅 2. 0 メートル

高さ 0. 3 メートル

延長 7 5 8. 0 メートル

(ウ) 現場打 L 型擁壁

高さ 8. 1 メートル～9. 8 メートル

延長 4 2. 0 メートル

イ 道路工

(ア) 現場打 L 型擁壁

高さ 6. 6 メートル～7. 9 メートル

延長 3 5. 0 メートル

(イ) プレキャスト L 型擁壁

高さ 1.1メートル～4.5メートル

延長 29.0メートル

(4) 契約金額

2億7,500万円

(5) 相手方

東広島市西条町御菌宇378番地3

株式会社東豊建設

(6) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和9年11月22日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 4 3 号

請負契約の締結について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 提案の理由

令和 8 年度小学校施設整備事業下黒瀬小学校長寿命化改良及び E V 棟増築工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市黒瀬町津江

(2) 建設工事の種類

建築一式工事

(3) 工事の内容

下黒瀬小学校の改修及び増築工事に係る建築、電気設備及び機械設備工事
ア 増築建物

(ア) E V 棟

鉄骨造

3 階建て

延べ面積 1 8 6 . 8 7 平方メートル

(イ) 渡り廊下 1

鉄骨造

平屋建て

延べ面積 5 0 . 2 6 平方メートル

(ウ) 渡り廊下 2 及び倉庫

鉄骨造

平屋建て

延べ面積 5 0 . 8 3 平方メートル

(エ) プラットフォーム

鉄骨造

平屋建て

延べ面積 18.80平方メートル

イ 改修建物

(ア) 1棟

鉄筋コンクリート造

平屋建て

延べ面積 680平方メートル

(イ) 2棟

鉄筋コンクリート造

平屋建て

延べ面積 622平方メートル

(ウ) 15棟

鉄筋コンクリート造

平屋建て

延べ面積 267平方メートル

(エ) 11棟

鉄筋コンクリート造

3階建て

延べ面積 1,199平方メートル

(4) 契約金額

16億473万5,000円

(5) 相手方

平原・楠本・シンク特定建設工事共同企業体

代表構成員 東広島市西条土与丸四丁目2番48号

平原建設株式会社

構成員 東広島市西条上市町5番26号

楠本建設株式会社

構成員 東広島市西条土与丸一丁目5番55号

シンクコンストラクション株式会社

(6) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和9年12月13日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 4 4 号

請負契約の変更について

(建設部災害河港課)

1 変更の理由

令和 7 年 2 月 2 6 日議決第 2 2 号により議決を経た令和 6 年度港湾施設長期保全事業安芸津栈橋改築工事の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
3 億 2, 9 5 9 万 9, 6 0 0 円	4 億 2, 2 5 9 万 8, 0 0 0 円	9, 2 9 9 万 8, 4 0 0 円

3 変更後の請負契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市安芸津町三津

(2) 相手方

三原市宮沖一丁目 8 番 8 号

山陽建設株式会社

(3) 工期

令和 7 年 2 月 2 7 日から令和 9 年 2 月 2 6 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 4 5 号

事業契約の変更について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 変更の理由

令和元年 1 1 月 1 5 日議決第 2 1 0 号により議決を経た東広島市立小中学校空調設備整備事業の事業契約について、当該事業契約の定めるところにより、維持管理の対価についての価格変動に係る指数が、当該事業契約に定める数以上であることに伴い、当該対価の額を改定する必要性が生じたため、事業契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
2 4 億 1, 9 1 7 万 2, 4 3 5 円	2 4 億 2, 0 5 0 万 3, 2 7 8 円	1 3 3 万 8 4 3 円

3 変更後の事業契約の内容

(1) 事業の内容

小学校 2 1 校及び中学校 8 校の普通教室、特別教室等における空気調和設備の設計、施工、工事監理、維持管理等及びこれらに付随する業務

(2) 相手方

東広島市西条中央三丁目 6 番 1 2 号

P F I 学校空調東広島株式会社

(3) 事業期間

令和元年 1 1 月 1 6 日から令和 1 5 年 3 月 3 1 日まで

(根拠法令)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

第 1 2 条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基

準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等（一略）の買入れ又は借入れ		千円
	都道府県	500,000
	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）	300,000
	市（指定都市を除く。）	150,000
	町村	50,000

議案第 1 4 6 号

字の区域の変更について

(産業部農林整備課)

提案の要旨

県営土地改良事業（東高屋地区）の実施によるほ場区画の変更に伴い、次の表の左欄に掲げる字の区域を同表の右欄に掲げる字の区域に変更しようとするものである。

左 欄			右 欄	
大字	字	地 番	大字	字
白市	－	2 8 5 の 2、2 8 7 の 2、3 0 6 に隣接する道路・水路である市有地の全部、3 1 6 の 1 から 3 1 6 の 6 まで及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部	高屋東	－

(根拠法令)

地方自治法

第 2 6 0 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

議案第 1 4 7 号

東広島市福富みらいベースの設置及び管理に関する条例の制定について

(地域振興部地域政策課)

1 制定の理由

本市の中山間地域の内外の人、企業及び団体に向けて、ものづくり技術、デジタル技術及び地域資源の利活用による交流及び学びの場を提供し、並びに地域産業の振興その他多様な価値の創出を図ることにより、中山間地域の持続的な発展に寄与することを目的として、東広島市福富みらいベース（以下「福富みらいベース」という。）を設置し、その管理運営に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 位置（第 2 条関係）

福富みらいベースの位置は、東広島市福富町下竹仁 1 3 0 0 番地 1 とする。

(2) 施設（第 3 条関係）

福富みらいベースに次に掲げる施設を置く。

ア コワーキングスペース、ものづくりスペース等

イ コミュニティスペース等

ウ グラウンド

エ オフィススペース

オ その他附帯施設

(3) 事業（第 4 条関係）

福富みらいベースは、次に掲げる事業を行う。

ア 市民、企業等との多様な交流の促進及び交流の場の創出に関すること。

イ 地域資源等を活用したものづくり及び学びの場の創出に関すること。

ウ 地域産業の振興及び地域経済の活性化に関すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、福富みらいベースの設置の目的を達成

するために必要な事業に関すること。

(4) 指定管理者による管理（第5条関係）

ア 市長は、福富みらいベースの管理を法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

イ 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(ア) (3)アからエまでに掲げる事業を行うこと。

(イ) (2)アからオまでに掲げる施設及びこれらの附属設備（以下「施設等」という。）の使用の許可に関すること。

(ウ) 施設等の維持及び修繕に関すること。

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める業務を行うこと。

(5) 開館時間及び休館日（第6条、別表第1関係）

福富みらいベースの開館時間及び休館日は、次の表のとおりとする。

施設等の名称	開館時間	休館日
コワーキングスペース、ものづくりスペース等	午前10時から 午後5時まで	水曜日及び木曜日 12月28日から 翌年の1月4日まで の日
コミュニティスペース等		
グラウンド		
オフィススペース	午前0時から午後 12時まで	

(6) 使用対象者（第7条関係）

オフィススペースを使用できる者は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、市長（福富みらいベースの管理を指定管理者に行わせる場合には、指定管理者。(7)から(9)まで及び(14)において同じ。）が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

ア 福富みらいベースの設置の目的に賛同し、その達成に資する活動を行う者

イ (3)アからエまでに掲げる事業に協力し、又はこれらに関連する活動を行う者

ウ 福富みらいベースを拠点として、事業活動を継続的に実施すると見込まれる者

(7) 使用の許可等（第8条関係）

ア 施設等を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければ

ならない。

イ アにかかわらず、次に掲げる施設を個人でしようとする場合は、使用の許可を要しない。

(ア) コミュニティスペース 1

(イ) コミュニティスペース 2

(ウ) ウッドデッキ

(エ) グラウンド

(8) 許可の基準（第 9 条関係）

市長は、施設等の使用の許可の申請があった場合において、次のいずれかに該当するときは、許可をしない。

ア 当該申請に係る使用が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

イ 当該申請に係る使用により施設等が損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

ウ 施設等の使用が集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

エ 施設等の管理運営上支障があると認めるとき。

オ アからエまでに掲げるもののほか、当該申請を行った者に施設等を使用させることが適当でない事由があると認めるとき。

(9) 使用の許可の取消し等（第 10 条関係）

市長は、次のいずれかに該当するときは、施設等の使用の許可を取り消し、若しくは変更し、若しくは当該許可に付した条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は行為の中止、変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

ア 施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。

イ 使用者が施設等の使用の許可に付された条件に違反したとき。

ウ 使用者が偽りその他不正の手段により施設等の使用の許可を受けたとき。

エ (8) アからオまでのいずれかに該当することが判明したとき。

オ 災害その他緊急かつやむを得ない事由により施設等を公用又は公共用に供

する必要が生じたとき。

カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(10) 使用料（第11条、別表第2関係）

使用者は、次の表に定める額の使用料を納付しなければならない。

ア コワーキングスペース、ものづくりスペース等

施設等の名称	単 位		使用料
コワーキングスペース	個人使用の場合	1時間につき	300円
		1日につき	1,000円
		1月につき	10,000円
	専用使用の場合	1時間につき	4,500円
ものづくりスペース	個人使用の場合	1時間につき	500円
	専用使用の場合	1時間につき	4,500円
会議室	1時間につき		410円
家庭科教室	1時間につき		880円
理科教室	1時間につき		880円
図工科教室	1時間につき		880円
音楽教室	1時間につき		880円
附属設備			規則で定める額

イ コミュニティスペース等

施設等の名称	単位	使用料
コミュニティスペース1	1時間につき	410円
コミュニティスペース2	1時間につき	410円
ウッドデッキ	1時間につき	410円
講堂	1時間につき	1,350円

ウ グラウンド

施設等の名称	単位	使用料
グラウンド	1時間につき	410円

エ オフィススペース

施設等の名称	単位	使用料
オフィス1	1月につき	97,820円
オフィス2	1月につき	48,910円
オフィス3	1月につき	48,910円
オフィス4	1月につき	45,260円
オフィス5	1月につき	48,910円
オフィス6	1月につき	48,910円
オフィス7	1月につき	48,910円
オフィス8	1月につき	48,910円

(11) 使用料の減免（第12条関係）

市長は、特別の理由があると認めるときは、別に定める基準に従い、使用料の額を減額し、又は使用料の納付を免除することができる。

(12) 利用料金（第 13 条関係）

ア 市長は、福富みらいベースの管理を指定管理者に行わせる場合は、当該指定管理者に(10)の表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得た額の利用料金を徴収させることができる。

イ 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

ウ 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は利用料金の納付を免除することができる。

(13) 行為の禁止（第 17 条関係）

何人も、福富みらいベースにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、ア、ウ、オ又はカに掲げる行為であって、市長の許可を受けたものについては、この限りでない。

ア 所定の場所以外の場所で飲食し、又は火気を使用すること。

イ 所定の場所以外の場所で喫煙すること。

ウ 立入りを禁じられた区域に立ち入ること。

エ 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をすること。

オ 施設等をその用途以外に使用すること。

カ アからオまでに掲げるもののほか、福富みらいベースの管理運営上支障があると認められる行為をすること。

(14) 入場の制限（第 18 条関係）

市長は、次のいずれかに該当する者に対し、福富みらいベースへの入場を拒み、又は退去を命ずることができる。

ア 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になると認められる物品又は動物を携帯する者

イ 施設等を損傷し、汚損し、若しくは滅失し、又はこれらの行為をするおそれがあると認める者

ウ 公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあると認める者

エ アからウまでに掲げるもののほか、福富みらいベースの管理運営上支障があると認める者

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和9年5月31日までの間において規則で定める日等

(2) 経過措置

施設等の使用の許可及び使用料の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。一略一

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

議案第 1 4 8 号

東広島市自転車駐車場設置及び管理条例の一部改正について

(都市交通部交通政策課)

1 改正の要旨

西高屋駅前第 1 自転車駐車場の敷地の用に供されている土地が分筆されたことに伴い、当該自転車駐車場の位置の表示を次のとおり変更するとともに、西高屋駅前第 3 自転車駐車場を廃止しようとするものである。

現 行	改 正
東広島市高屋町中島 4 5 0 番地 5	東広島市高屋町中島 4 5 0 番地 2 6

2 施行期日

公布の日

(根拠法令)

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 149 号

東広島市河内パークゴルフ場設置及び管理条例の一部改正について

(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)

1 改正の要旨

東広島市河内パークゴルフ場において利用料金制度を導入することに伴い、その実施に関し必要な事項を次のとおり定めるとともに、所要の規定の整理を行おうとするものである。

- (1) 指定管理者は、施設等の利用の許可を受けた者から、条例で定める額の範囲内において、教育委員会の承認を得た額の利用料金を徴収することができる。
- (2) 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。
- (3) 指定管理者は、教育委員会が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は利用料金の納付を免除することができる。

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日等

(2) 経過措置

利用料金の徴収及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(根拠法令)

地方自治法

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。ー略ー

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

